

下記の書類を取りまとめています。ご確認下さい。

- ・入札説明書
- ・提出書類一覧（鏡）

※提出前にチェックを行い書類に添えて下さい。

- ・別記様式1：競争参加資格確認申請書
- ・別記様式2：同種工事の施工実績
- ・別記様式3：配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

※別記様式のWordデータが必要な場合は入札説明書5の担当部局へE-mailにてご要望下さい。

- ・契約書（案）
- ・工事請負契約基準
- ・競争加入者心得
- ・入札に伴う別記様式（入札辞退書、入札書、委任状）

※別記様式のWordデータが必要な場合は入札説明書5の担当部局へE-mailにてご要望下さい。

入札説明書

「国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年11月17日

2 契約責任者等

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理 事 横井 理夫

3 工事概要等

(1) 工事名 国立青少年教育振興機構

国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

(2) 工事場所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

(国立オリンピック記念青少年総合センター構内)

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3－4号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る令和5・6年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、新設又は改修電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。)

- ① 2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・1級電気工事施工管理技士
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 関東地方に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は

警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

担当部署名 独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課

電話番号 03-6407-7675 E-mail : honbu-sisetu@niye.go.jp

FAX番号 03-6407-7662

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。申請書及び資料について質問のある場合には、上記5の担当部局にて下記提出期間内において受け付ける。

- ① 提出期間：令和5年11月17日（金）から令和5年11月30日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①同種工事の施工実績及び②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した

工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすこと。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格（免許等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年12月6日（水）までに書面により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約責任者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先　　上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により書面をもって説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和5年12月13日（水）17時00分
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、令和5年12月20日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 現場説明書及び設計図に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和5年1月17日（金）から令和5年1月2月1日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、質疑の有無に関わらず電子メール又はFAXにて競争参加資格認定者全員に通知する。
- 回答日時：令和5年1月2月8日（金）12時00分まで。

9 入札及び開札の日時及び提出場所等

- (1) 入札日時：令和5年1月2月8日（金）から令和5年1月2月14日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（ただし、最終日1月14日（木）は、12時00分まで。）。持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。
- (2) 入札場所：〒151-0052 住所：東京都渋谷区代々木神園町3番1号
国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課
- (3) 開札日時：令和5年1月2月15日（金）15時00分
- (4) 開札場所：〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟5階514室
- (5) その他：入札を行った者は、上記9(4)で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約責任者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、上記9(2)に持参又は郵送すること。電子メールによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

12 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は入札最終日（令和5年12月14日）の12時00分から17時00分までに電子メールで提出すること。

提出先：国立青少年教育振興機構財務部施設管理課 honbu-sisetu@niye.go.jp

※持参又は郵送により提出する場合も、入札最終日（令和5年12月14日）の12時00分から17時00分までに、国立青少年教育振興機構財務部施設管理課宛に提出すること。

(2) 提出を求める工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしたものとする。また、工事費内訳書には入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名並びに住所及び工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- PDFファイル (Acrobat11 以下で保存)

なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(3) 入札参加者が提出した工事費内訳書について契約責任者（契約責任者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書が特定できない場合
	(6)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

3．添付すべきでない書類 が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4．記載すべき事項に誤り がある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5．その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、競争加入者又はその代理人を立ち会わせて行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

第1回目の開札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

16 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極め

て特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求に基づき1回に支払うものとする。

19 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

20 再苦情申立て

契約責任者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により 契約責任者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により 提出するものとする。持参する場合は、10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）に行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 手続における交渉の有無 無

23 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止

措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (6) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

別記様式1

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

令和5年11月17日付けで公告のありました「国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事」に係る一般競争入札について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、以下の1から6について誓約します。

1. 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと。
4. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 入札説明書 記6(3)①から②に定める内容を記載した書面（別記様式2、別記様式3）
2. 上記を証明する契約書（C O R I N S）、施工図面、資格者証等の写し

別記様式2

(用紙A4)

同種工事の施工実績(国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事)
法人等名:

同種工事の 判 断 基 準		平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、新設又は改修電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
工事 名称 等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工 期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
工事 概要	構造・階数	
	建物用途	
	工事内容	
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無	

注1 経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記に掲げる施工実績を有すること。

注2 同種工事の施工実績については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書(財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

別記様式3

(用紙 A4)

(単体有資格業者・経常建設共同企業体のいずれか一者)

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

(国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事)

法人等名:

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

氏 名	主任(監理)技術者	
法令による資格・免許	(例)2級(1級)電気工事施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者(交付年、交付番号及び登録会社) 監理技術者講習(修了年及び修了証番号)	
同 種 工 事 の 判 断 基 準	平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、新設又は改修電気設備工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。	
工事 経験 の概要	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	(円)
	工 期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
	従 事 役 職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(m ²)
工 事 内 容		
工 事 成 績	(点)	
CORINS への登録	有(CORINS 登録番号) • 無	
申請時における他工事の 従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工 期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	本工事と重複 する場合の 対応措置	(例)本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、健康保険被保険者証等の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)を添付すること。

注3 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料(財団法人日本建築情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注4 工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事で、配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した、平成20年度以降(令和5年度については、競争参加資格申請書の提出期限日までに工事成績を受けた工事)に完成した工事成績を記載し、工事成績評定の通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注5 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

工事請負契約書(案)

工事名 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川和 代理人 理事 横井理夫 と
受注者 との間において、上記の工事について、上記の請
負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものと
する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、東京都渋谷区代々木神園町3番1号において施工する。
- 第3条 着工時期は、令和〇年〇月〇日【契約締結日の翌日】とする。
- 第4条 完成期限は、令和6年3月29日とする。
- 第5条 契約保証金は、免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき、1回に支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部施設管理課に送付する
ものとする。
- 第9条 完成通知書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部施設管理課に送付するものと
する。
- 第10条 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当した
ときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の
変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として
発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年
法律第54号。「以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成
事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引
委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用
する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、
当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定に
より取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの
命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に
対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行
われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をい
う。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行
為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定
に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示
された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引
委員会が受注者に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課
徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含
む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治

40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第11条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」とび「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第12条 別記の独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準(以下、「工事請負契約基準」という。)第34第8項、第40第2項、第40第3項、第46第3項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第13条 この契約についての一般的約定事項は工事請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この証として、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住 所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 長 古川 和
代理人 理 事 横井 理夫

受注者 住 所
氏 名

その証券又はこれに代わるものと遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第48 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第49 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第12第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第12第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第49の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第49の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第51 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

1 この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

競争加入者心得

(趣旨)

第1 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「青少年教育振興機構」という。）で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令〕〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令〕その他の法令及び文部省発注工事請負等契約規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。〔注…〔 〕は当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合に記載する。〕

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であって、契約責任者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。なお、未成年者、被保佐人は又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第3条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債	同左
エ	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券以外のもの	同左
オ	地方債	債券金額
カ	契約責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額

キ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の 1 月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証	保証金額

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第 1 号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて、出納責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部財務課長 山川 寿典（以下「出納責任者」と言う。）に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書類を入札保証金納付書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書類を入札保証金納付書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 6、第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第 5 から第 9 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、

その名称又は商号)を明記するものとする。

第11 競争加入者は、保険会社との間に青少年教育振興機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の青少年教育振興機構帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、青少年教育振興機構に帰属するものとする。

(入札)

第14 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第16 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

- 1 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退書を契約責任者に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。
- 2 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、契約責任者に直接提出するものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当する者を競争加入者の代理人とするることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮

明な複写物によることができる。) 及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、契約責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第25 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 入札書は、〔入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約責任者においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約責任者あての親展で提出しなければならない。
〔注…〔 〕は、当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。〕

第27 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならぬ。

(入札書の記載事項の訂正)

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正してはならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第31 契約責任者は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第32 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 1 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 2 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 3 入札件名の表示、入札金額の記載のない入札書
- 4 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
- 5 代理人が入札する場合における競争加入者

[入札辞退書（別紙 第2号様式）]

[入札書（別紙 第3号様式）]

- ①（競争加入者本人が入札する場合）
- ②（代理人が入札する場合）
- ③（復代理人が入札する場合）

[入札書の記載例]

[委任状]

- ①（社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）
- ②（支店長等が競争加入者の代理人となる場合）
- ③（支店等社員が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

[委任状の記載例]

入札辞退書

工事名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

このたび、都合により入札を辞退いたします。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕

入札書

工事名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

入札金額

金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

〔住 所〕

〔氏 名〕

入札書

工事名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

入札金額

金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕

代理人

入札書

工事名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

入札金額

金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

〔住 所〕

〔氏 名〕

復代理人

【入札書の記入例 1：競争加入者本人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

入札金額

金〇,〇〇〇,〇〇〇円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 〇〇 〇〇 殿

競争加入者

〔住所〕 〇〇都〇〇区〇〇

〔氏名〕 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

備考

- 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

【入札書の記入例2：代理人（復代理人）が入札する場合】

第3号様式

入札書

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

入札金額

金〇,〇〇〇,〇〇〇円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 〇〇 〇〇 殿

競争加入者

〔住所〕 〇〇都〇〇区〇〇

〔氏名〕 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(復)代理人

〇〇 〇〇

印

備考

- 代理人（復代理人）が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）、代理人（復代理人）であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載すること。

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記工事の入札及び見積りに関する一切に権限を委任します。

記

工 事 名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

受任者（代理人）
使用印鑑

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者（競争加入者）

委任状

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者（競争加入者）

私は、下記の者を代理人と定め、貴所との間における下記工事の一切の権限を委任します。

記

工事名 国立青少年教育振興機構

国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

受任者（代理人）

委任事項 1 入札及び見積りに関する件

2 契約締結に関する件

3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件

4 契約代金の請求及び受領に関する件

5 復代理人の選任に関する件

6 その他契約に付随する件

受任者（代理人）

使用印鑑

委 任 状

私は、を(競争加入者) の復代理人と定め、
下記工事の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

工 事 名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 誘導灯更新工事

受任者（復代理人）
使用印鑑

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者（競争加入者代理人）

